

’ XX家製協第●●号
▲▲▲▲年 月 日

市 (or 町、村)

市 (or 町、村) 長 様

東京都千代田区霞が関3-7-1
霞が関東急ビル5階
一般財団法人家電製品協会
専務理事 伊藤 章

不法投棄未然防止事業協力 助成金交付通知書

(■■■■年度分)

貴市 (or 町、村) と■■■■年度事業協力に係る確認書 (◆◆◆◆年◆◆月◆◆日付け番号◆◆◆) にて当協会と確認した事業協力の内容及び不法投棄未然防止事業協力実施要項 (以下「要項」という。) 第16条の規定に基づき、助成金の額が確定しましたので下記のとおり不法投棄未然防止事業協力に係る助成金を交付いたします。

記

助成額の総額 (確定額)

円

【支払の場合】

なお、要項第16条第3項及び第4項の規定による清算を行います。当協会からの支払は助成金の総額 (確定額) から1～3月分助成金交付額、再商品化等料金に係る助成額及び残存債務の額を差し引いた下記の額となりますのでご承知ください。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| イ) 1～3月分助成金交付額 | 0円 |
| ロ) 引渡事業のうち、再商品化等料金に係る助成額 | 0円 |
| ハ) 貴市 (or 町、村) の残存債務の額 | 0円 |
| ニ) 支払額：助成金の総額からイ、ロ、ハの額を差し引いた額 | 0円 |
| ホ) 振込予定年月日 | ▲▲▲▲年 月 日 |

以上

引渡の場合

なお、要項第16条第5項及び第6項の規定による清算をお願いいたします。下記支払期限までに下記請求額をお支払いくさるようお願い申し上げます。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| イ) 1～3月分助成金交付額 | 0円 |
| ロ) 引渡事業のうち、再商品化等料金に係る助成額 | 0円 |
| ハ) 貴市 (or 町、村) の残存債務の額 | 0円 |
| ニ) 支払額：助成金の総額からイ、ロ、ハの額を差し引いた額 | 0円 |
| ホ) 支払期限年月日 | ▲▲▲▲年 月 日 |
| ・支払先口座番号 | 三井住友銀行 東京公務部 普通預金 ○○○○○○ |
| ・支払先口座名義 | ザイ) カデンセイヒンキヨウカイ |

以上